

一般会計予算決算常任委員会  
民生福祉分科会記録

令和元年12月5日

【開催日】 令和元年12月5日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後2時35分～午後4時30分

【出席委員】

分科会長	大井 淳一朗	副分科会長	水津 治
委員	河崎 平男	委員	杉本 保喜
委員	松尾 数則	委員	矢田 松夫
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

福祉部長	兼本 裕子	福祉部次長	川崎 浩美
福祉部次長	岩佐 清彦	高齢福祉課長	麻野 秀明
高齢福祉課技監	河野 静恵	高齢福祉課課長補佐	河田 圭司
高齢福祉課高齢福祉係長	古谷 雅俊	高齢福祉課介護保険係長	藤永 一徳
高齢福祉課主査	篠原 紀子	高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長	荒川 智美
障害福祉課長	柏村 照美	障害福祉課技監	岡村 敦子
障害福祉課障害福祉係長	大坪 政通	障害福祉課障害支援係長	岡手 優子
子育て支援課課長補佐	別府 隆行	子育て支援課子育て支援係長	野村 豪
子育て支援課保育係長	野田 記代	国保年金課長	梅田 智幸
国保年金課課長補佐	石橋 啓介	国保年金課主査兼国保係長	伊藤 佳和子
国保年金課年金高齢医療係長	三隅 貴恵	健康増進課長	尾山 貴子
健康増進課課長補佐兼健康管理係長	銭谷 憲典	健康増進課主査兼健康増進係長	大海 弘美
健康増進課健康増進係長(成人担当)	山本 真由実	健康増進課健康増進係長(母子担当)	古谷 直美
市民部長	城戸 信之	市民部次長	藤山 雅之
市民課長	古谷 昌章	市民課主幹	藤上 尚美
市民課住民係長	岡崎 さゆり	埴生支所主幹	伊與木 登
環境課長	木村 清次郎	環境課主幹	湯浅 隆
環境課環境保全係長	山根 和之	総務部次長	辻村 征宏
人事課主幹	光井 誠司	市民窓口課長	川崎 信宏
市民窓口課市民サービス係長	三好 正幸		

【事務局出席者】

事務局長	沼口 宏	事務局主査	島津 克則
------	------	-------	-------

【付議事項】

- 1 議案第85号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）  
について（民生福祉分科会所管部分）

---

午後2時35分 開会

---

大井淳一郎分科会長 ただいまより一般会計予算決算常任委員会の民生福祉分科会の審査を始めたいと思います。議案85号ですが、お手元にあります審査番号順に進めてまいりますので、よろしくお願ひします。まず審査番号1について、主に衛生費ですが、これについての説明を求めたいと思います。

尾山健康増進課長 それでは健康増進課分について御説明します。44、45ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について説明いたします。13節委託料、システム改修委託料374万円の増額は、母子保健情報の情報連携システムを改修するための委託料経費を補正するものです。このたびの改修は、番号利用法等の改正に伴うもので、マイナポータルを活用し、妊婦健診及び乳幼児健診の個人健康情報歴を閲覧できる仕組み及び市町村間での情報連携の仕組みを構築するためのものです。令和2年6月からの運用開始に向け、国の補助事業を活用し、定められた項目について、中間サーバーへの副本登録が行えるよう本市の情報連携システムを改修するものです。この財源としましては、歳入の14、15ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費国庫補助金、母子保健衛生費補助金92万8,000円を充て、残りは一般財源です。補助金に関しましては、人口規模により補助基準額が異なりますが、補助率は3分の2となっています。44、45ページにお戻りください。続きまして、23節償還金、利子及び割引料の償還金153万4,000円のうち、74万2,000円が健康増進課分で、国、県補助事業の実績による過年度精算に伴う償還金3件分となります。3件分のうち、1件目は、母子保健衛生費国庫補助事業償還金分52万6,000円です。返還となった主な理由は、産後ケア事業の利用実績がなかったことと、産婦健康診査事業の対象者となる妊娠届出者数が見込み

より少なかったことによるものです。2件目は、健康増進事業県補助金償還金分21万5,000円です。返還の主な理由は、生活保護受給者の健診受診者が見込みに比べ実績が少なかったことによるものです。3件目は、地域自殺対策強化交付金償還金で、これは実績報告の結果、端数処理により1,000円返還するものです。続きまして、2目予防費について説明します。46、47ページをお開きください。23節償還金、利子及び割引料の償還金4,000円の増額は、平成30年度のポリオ二次感染の予防接種事故による健康被害救済事業の精算を行った結果、既に交付されていた補助金額が実績額を上回っていたため、県に返還するものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 子育て支援課関係分について御説明します。

44、45ページをお開きください。1目保健衛生総務費、23節償還金、利子及び割引料、償還金のうち、79万2,000円は平成30年度未熟児養育医療給付費負担金の精算に伴う返還金です。

木村環境課長 それでは環境課補正分の説明を申し上げます。44ページ、45ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、23節償還金利子及び割引料のうち、霊園使用料返還金を126万6,000円増額補正するものです。これは墓地区画貸出し後、一部条件はありますが、未使用のまま返還された際にお返しする使用料の返還金で、詳細としましては、当初予算の6件分に対し、現在、東墓地公園が1件、南墓地公園が7件、小野田霊園が3件の合計11件となっております。それに加えまして、今後、2件程度の返還があることを想定しているものです。要因としましては、単に区画が必要なくなったもの。墓地建立ではなく、納骨堂やお寺への永代供養に切り替えたというものです。続きましては50、51ページです。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、11節需用費の光熱水費を218万5,000円増額補正するものです。これは環境衛生センター関係の電気代と水道代であり、プラントの運転状況と現在までの使用料から決算を見込んだものです。詳細としましては、環境衛生センターストックヤード等の電気代が約213万7,000円の不足で、水道代が約4万8,000円の不足と見込んでいるものです。増加の主な要因は、そのほとんどが環境衛生センターの電気代ということになりますが、新ごみ施設として稼働を始めました平成27年度から29年度までの3年間は、施設の不具

合等もありまして、運転が安定しておりませんでした。そのときの電気代の月平均が350万から360万程度でしたが、改善傾向が見られた昨年の平成30年度は月平均が395万円で、今年度に入りまして11月までの月平均が約404万円となり、少し増加傾向となっています。このことから推測しますと、焼却炉を止めることなく、安定稼働が続いていけば、電気代は月平均、今後400万から410万円程度になるものというふうに考えています。以上です。御審議のほどよろしく願います。

大井淳一郎分科会長 特定財源に関しては、関連して質問していただければと思います。その際、歳入の部分はページというふうな形で指摘していただくと分かりやすいかと思います。それではまず、4款1項1目のところですが、44、45ページになります。予防費は次のページになりますので、取りあえず保健衛生総務費について、システム改修とか償還とか霊園の使用料とかありましたが。

吉永美子委員 先ほど13節委託料のところシステム改修委託料、その中の御説明として市町村間の情報連携というお言葉だったと思うんですけども、市町村間で情報連携をしていただくことによって、母子にとって、どのようなメリットがあるのかお知らせください。

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 母子保健情報の市町村間の連携につきましては、転出をしたりした場合に、その情報が他市に引き継げるということがメリットだと考えております。

吉永美子委員 当然、転出されたことだろうというのは当然ながら予想がついておりまして、そうではなくて、そういうふうに情報を出すことによって、どのようなメリットがあるかお聞きしているわけです。

尾山健康増進課長 今、古谷が申したように連携ができることで、まず申請などの手続の簡素化につながるというのが一つのメリットとして挙げられると考えています。

吉永美子委員 それだけなんですか。その方の個人情報のなところもあるかもしれないけど、その情報を次に託していくことによって、その方の支援

というか、その辺がよりスムーズに進んでいくということと全く関係ないですか、これは。

尾山健康増進課長 決められた項目のみを情報連携していきますので、例えば個別に、こういう事情があって支援が必要だとか、こういうものは、これでは連携していくようにはならないと思います。逆に個別に連携していくような形になります。

吉永美子委員 単純にこれは転出された方、今度は逆に来られたときは転入された方、そういった動かされた方にとってメリットが出ますよねという程度のものであるということですね、結局は。今いろんなことがあるじゃないですか。その中で内容が全然違うけど、例の児童虐待だなんだというところで、行政同士の情報がなかったりとか、いろんなことが今出ていますよね。そういった御本人たちにとって、要は知っというていただいたほうがいいような情報をあれするというのは、じゃあ個々でやるということは、行政によって違うということですよ。だから、しっかりと伝えていただく行政と、そんなに伝えるのがあんまりよくできなかつたりしたら、よく伝わっていないという差は出てきてしまうということで、単純に、手続とかの決められたそれが次のところに行ったときにスムーズに転入手続、転入されたときに手続が早いということだけということで、今回については、そういうふうな認識を持たなければいけないということですよ。

尾山健康増進課長 そのとおりです。あと加えて、利便性を言うのであれば、個人の履歴が全て管理されますので、例えば、母子健康手帳を紛失された方等がマイナポータルを利用して、そこを確認したりすることができるというメリットがもう1点あると思います。

吉永美子委員 それはやはり国の進めていく政策の中でこのように変わっているということですね。

尾山健康増進課長 そのとおりです。

河崎平男委員 システム改修の中で、母子保健情報の対象者というか、実績件数というのは、どのぐらいおられるんですか。

尾山健康増進課長 母子手帳の交付数ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

古谷健康増進課健康増進係長（母子担当） 母子健康手帳の交付数としましては、平成30年度の妊娠届出数が384件となっています。

矢田松夫委員 その下なんです、墓地の返還なんです、今の時代、やっぱり永代供養、墓じまいをされる方が非常に多い。これからまだまだ増えていくんだと思うんだけど、これによって、隣近所におられる方の墓地の使用者が非常に困っているんですよね、空き地が増えてですね。どうされるんですかね。どのようにしていくのか。ただ単に返還金の金額を上げるんじゃなくて、これに代替というかね、そちらにお金を少し持っていくとか、対応を少しやっぴかんと本当に大変ですよ。

木村環境課長 墓地の使用料の返還というのに条件がありまして、旧山陽町で貸出しをしているものについては、一応、生前購入ということもオーケーということで、何年たっても墓地が建っていなければ使用料をお返しします。20年度以降の条例改正後につきましては、お借りをして、それから2年以内にどうしても建てていなくて、何か理由があつて戻された場合については使用料を返還しますということで、確かに空きはできるんですが、その分ほど、逆に言えば、毎年その区画を貸出ししていますので、それで絶えず埋まっていくというような形で考えています。空きになったから、そちらのほうにとすることは、ちょっと対策というのは特に考えてはおりません。

矢田松夫委員 理屈は分かる。現状どうなんですかね。空き地は空き地のままなのか。

木村環境課長 当然、返還で次に募集を掛けて、そこに入って来られなければ、そのまま空いている状況にありますので、私どものほうで管理。それと、今言いました特に多い生前購入を認めた旧山陽町のと時の分につきましては、いまだに、かなりの量が建立されていないまま残っています。こちらにつきましても、余りひどいようであれば、環境課で草刈り等をせざるを得ない場面もあります。今はそのぐらいしか対応はできていない

ところです。

大井淳一郎分科会長 そのほか、よろしいですか。44、45ページはよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして46、47ページの一番上の償還金ですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから50、51ページの光熱水費ですが、いかがですか。光熱水費はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）審査番号1は以上とします。ここで職員の入替えです。3時から再開します。

---

午後2時52分 休憩

---

---

午後3時 再開

---

大井淳一郎分科会長 それでは、分科会を再開します。審査番号2番です。まず、人件費について説明をいただきたいと思います。

辻村総務部次長兼人事課長 それでは議案第85号、令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算第4回のうち、人件費全般に係る補正について御説明します。お配りしているA4横の一般会計補正予算人件費関係の説明資料に基づき説明させていただきます。3ページ目の一番下に総計とありますので、全般について、こちらを説明させていただきます。このたびの人件費の補正は、人事異動に伴う調整と決算を見込んでの給与等の調整を反映したものです。一般会計全体では5,254万2,000円を減額し、補正後の額を40億1,304万3,000円とするものです。費目ごとの補正額の内訳は、2節給料については5,107万5,000円を減額するもので、主な要因は育児休業等に係る給料の減額等によるものです。3節職員手当等については3,626万5,000円を増額するもので、主な要因としては今年度の早期退職者分の退職手当の増と時間外勤務手当の増によるものです。次に、4節共済費については1,406万6,000円を減額するもので、要因としては育児休業等による事業主負担額の減額等によるものです。次に7節賃金については、臨時職員の勤務実績等から2,367万1,000円を減額するものです。最後に19節職員福祉費については5,000円を増額するもので、職

員採用に伴う調整です。

大井淳一郎分科会長 ただいま説明がありましたが、この説明資料に沿って、もちろん該当するところになります。質疑をしていただければと思います。

水津治副分科会長 育児休業は何人ぐらいおられますか。

辻村総務部次長兼人事課長 育児休業に入ったり出たりしますので、12月現在は15名が育児休業に入っております。

吉永美子委員 今やはり国のほうで、育児休業の取得をしっかりと取ってほしいという話がありますけど、その辺について、山陽小野田市としては、やっぱり、当然駄目よということはないわけですが、今の状況としては、しっかりと取って増える傾向にありますか、その辺の傾向いかがでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 基本的には本人の家庭的な事情があるでしょうけれども、基本的に3年まで認められていますので、フルに取られる方もいらっしゃるし、1年で来られる方もいらっしゃいます。これも各個人の状況によりますけども、当然、制限しておりませんので、フルに希望する日数を取っていらっしゃると思います。

矢田松夫委員 衛生費のところでもいいですか。市長の議案説明の中の金額と人事異動分の最後の計の金額が違うんですが。今日もらった資料の減額の金額と市長の議案説明の金額が違うんですが、その辺は私の見間違いでしょうか。市長は1,190万8,000円を減額するというふうに言っているんですが、こちらは2,000万ぐらいになっております。

大井淳一郎分科会長 議案説明の2ページ目に人件費の調整等として1,190万8,000円を減額しと書いてありますが、これと、今日もらった資料が違うんじゃないかということなんですが。

辻村総務部次長兼人事課長 市長の議場での説明については衛生費全体での調整、人件費も含めた全体での調整で1,190万8,000円の減額と

いうふうに言っていますので、人件費以外の要因も入っていると思っています。人件費の調整等ですので、人件費も当然調整していますけども、この費目で、ほかの目もあるのかなと思います。

矢田松夫委員 等を説明して。

辻村総務部次長兼人事課長 4款全体ですので、私は人件費部分を説明していますけども、4款全体でそれぞれ補正が費目ごとに出ているんじゃないかと思います。人件費以外の部分も合わせて差引きが1,190万8,000円というふうな説明ではないかと思います。

大井淳一郎分科会長 10ページの衛生費の補正額、これが市長の提案説明になろうと思います、全体ですね。これには人件費以外も調整が入っています。10ページの衛生費、この数字が議案説明。人件費の調整はもちろんあるけど、それ以外の調整も含めた詳細は、辻村次長が答えられないと思います。

兼本福祉部長 差引き衛生費は1,190万8,000円の減額、人件費については人事課から説明は終わりましたが、残りは詳細で言うと44ページから、今御審査いただきました51ページまで。その中で例えばシステム改修委託料でありますとか、先ほどの霊園の償還金、光熱水費の増額など、それらを全て差引きしたものが10ページの1,190万8,000円の減額になるという計算です。

大井淳一郎分科会長 人件費は以上です。続きまして、審査番号2番の市民課について。

伊與木埴生支所主幹 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算第4回、埴生支所分について説明します。それでは、26、27ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、11目支所及び出張所費を260万6,000円減額しようとするものです。内訳としましては、12節の通信運搬費を24万5,000円、14節の機械器具借上料を1万3,000円、18節の庁用器具費を234万8,000円、それぞれ減額しようとするものです。減額理由としましては、今年度中に完成、供用開始予定とされていた埴生地区複合施設整備事業の工期が来年度ま

で延伸されたことに伴い、今年度計上していましたが予算を取り下げようとするものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

古谷市民課長　今回、補正予算を計上するに至った経過と予算内容について御説明させていただきます。マイナンバーカードの円滑な取得、更新の推進に向け、本年6月4日にデジタルガバメント閣僚会議で決定されました「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」において、令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、政府はマイナンバーカードの普及に向けた工程表を策定することとされました。これらを踏まえ、市区町村では、交付円滑化計画を策定し、マイナンバーカードの普及促進を図り、国としては必要な支援を行うこととされました。また、方針には併せて、市区町村において、平日夜間、休日の窓口開庁や出張申請受付の推進や、住民が行政手続のために役所へ来庁する機会を捉えた申請受付などマイナンバーカード申請、交付機会の拡大についてもうたわれています。以上より本市においても、マイナンバーカードの申請支援や交付機会の拡大を図るため、今回の補正予算では申請支援に必要な専用タブレット端末等を中心に計上させていただきました。今回の補正予算では、マイナンバーカードの普及促進に係る施策に伴うものですので、市民課と山陽総合事務所の市民窓口課を合わせたものとなっています。それでは補正予算書の30ページ、31ページをお開きください。18節備品購入費は申請支援に使用するタブレット端末55万円を3台、申請内容の控えを印刷するためのプリンター2万6,180円を3台、タブレットはインターネットでデータ送信をしますので、インターネットへ接続するためのモバイルルーター3万2,076円を3台、これら必要機器合わせて182万5,000円としております。この申請支援に使用するタブレット端末はオンライン申請するものです。お手元のA4資料の上のスマートフォンからの欄を御覧いただけますでしょうか。オンライン申請では、個人番号通知カード発送時に同封された交付申請書のQRコードを読み取り、申請用ウェブサイトアクセスしてメールアドレスを登録した後、登録されたメールアドレス宛てに通知される申請者専用ウェブサイトアクセスし、スマートフォンなどのカメラで撮影した顔写真を登録し、生年月日や電子証明書の発行希望有無などの情報を入力して送信しますと、登録したメールアドレス宛てに申請が完了した旨のメールが届き申請が完了となります。個人であれば御自身のメールアドレスで

管理できますが、窓口等でのオンライン申請による申請支援を行うと、通常のタブレットを使用した場合はメールアドレスが必須であり、不特定多数の申請者の管理が複雑となり、申請者の把握が難しくなります。資料のA3用紙を御覧いただけますでしょうか。今回補正予算で計上しております専用タブレットであれば、QRコードを読み込み、タブレットで申請希望者の写真を撮り、インターネットを介して直接メーカーのデータセンターへ送付され、そこから申請受付事業者へデータが送信されるため、メールの登録の必要もなく申請情報を印刷し、市民課あるいは市民窓口課と申請希望者が同じ情報を持つことができ、事務の効率化が図れます。再度資料A4用紙を御覧いただけますでしょうか。上から3段目のまちなか証明用写真機からにあるように、このタブレットは、まちなか証明用写真機の機能を有したもので、申請を希望される方が証明用写真機を操作する代わりに職員がQRコードを読み込み、写真を撮り、申請支援をするものです。通常のタブレットでは、先ほど申しましたようにメール登録を行い、その後、返送されたメールに必要な情報を入力する必要がありますが、この専用タブレットを使用しますと窓口などでの申請支援を行う際の待ち時間の短縮化が期待でき、マイナンバーカードの普及促進に役立つものと考え予算計上させていただきました。次に、14節使用料及び借上料、ページを戻りまして28、29ページの13節委託料は、J-LISから届いたカードを申請者に交付する前にカードの検品、本人確認情報とマイナンバーカードの券面情報の照合、交付申請書を確認し、電子証明書の希望の有無の確認、交付前設定結果の確定などのマイナンバーカードの交付前処理や申請者がマイナンバーカードを受け取りに来られたときに、暗証番号の入力などに使用するための統合端末のリース料と統合端末の設定等の委託料です。12節役務費は専用タブレットのインターネット環境を整えるためのWi-Fi通信費と郵便料です。11節需要費はモバイルバッテリーを用意するためのものです。令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証としての利用が計画されており、これからマイナンバーカードの取得を希望される方の増加が見込まれます。国も住民がマイナンバーカードを取得しやすい環境を整備するように各自治体に要請しており、本市も市民がマイナンバーカードを取得しやすい環境整備が必要であると考え補正予算を出させていただきました。次に歳入について説明させていただきます。補正予算書14、15ページをお開きください。15款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金として125

万4,000円を補正しています。内容は個人番号カード交付事務費補助金となり、補助対象は申請支援に使用するタブレット、プリンター、交付事務に使用する統合端末リース料、マイナンバーカードの交付事務に係る職員の時間外手当が補助対象となります。説明は以上です、御審議よろしくお願ひします。

大井淳一郎分科会長 説明いただきました市民課関係ということで、まず歳出について見ていきたいと思ひます。24、25ページからになります。11目の支所及び出張所費について、26、27ページの上の部分まで含まれていますが、これについて質疑はありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではこの部分は以上とします。それでは、戸籍住民基本台帳費、30、31ページの上の部分です。マイナンバー関係が中心となると思ひますが、皆さんのほうで質疑はありますか。

矢田松夫委員 2分の1が補助金と考えたらいいんですか。

古谷市民課長 補助金は2分の1もないです。

矢田松夫委員 計算したら250万ぐらい掛かるんよね。そうすると、大体2分の1が補助金じゃないか、残りは一般財源じゃないかというふうに単純に考えたんだけど、そうじゃないんかね。

古谷市民課長 時間外をかなり要すると思ひまして、時間外分がほとんどで、100万近くは時間外手当分です。

吉永美子委員 せっくなので聞きますが、先ほど御説明の中で交付円滑化計画とおっしゃいました。これはどういうものなんでしょうか。

古谷市民課長 国のほうで、大体年度ごとに、年度途中でもありますが、交付率を大体国が想定しまして、交付率も下と上の幅がありまして、その間に市区町村が達するように努力目標としての計画を立てております。そのためには、方針にありましたように、住民の方が取得しやすいような環境を整備しなさい。だから、平日の日中来られない人の対応も取りなさいとか、そういう要請があります。それに伴いまして、またこちらも、できる限りそれに沿った形で、職員にも限りがありますから、その辺で

折り合いをつけまして、できることを計画に盛り込みまして、作って提出はしております。

矢田松夫委員 人事異動なんかでまた次の人にまた教えていくということになりますよね。またお金が掛かるということで、余りいいことはないね。無駄というんかね。それは先のことで分らんことですけど。令和4年までに完全取得という目安というんかね。こういう端末機を含めた機械を配備することによる令和4年までの計算を作っていますか。令和3年で何%取得とか。あるのなら先に言ってくればいいのか。

古谷市民課長 ハードル高いんですけども、令和2年の7月に23.5%。最終的に令和3年度に70.6%という、ちょっとかなりハードルが高いです。国の計画はですね。それに見合った計画ですね。国の基準がそうなっていますので、それに沿った計画を立てれば。

吉永美子委員 そうすると、国に沿った計画ということは、どこの市町も、国がこうしてほしいということに合わせて計画を国に提出していかないといけないんですか。

古谷市民課長 ほかの市区町村はどうか余りよくは存じておりませんが、やはり計画として、その市ができることを目標として出しておられると思います。やはり、示された数値を意識した計画になっていると思います。他市町村の具体的な数字は把握しておりません。

吉永美子委員 国の考えに沿った計画を提出したことによって、市に対して戻りというか、何かしらのプラスがあるものなんですか、国から。

古谷市民課長 ちょっとそれは何とも言えません、分かりません。具体的なメリットとといいますか、それは、今ははっきりしていません。

吉永美子委員 先ほど来年2月ということは、今はもう12月ですよ。23.5%と言われませんでしたか。

古谷市民課長 7月です。

吉永美子委員 7月ですか。遅くとも年度内には、例のコンビニで交付ができるようにしてとか、それが大きな一つなんでしょうけど、具体的にこういうことをしていったら、来年の7月には今の倍以上ですかね。今11.何ぼと言ったよね。だから倍ですわ。そこまで持っていくよという具体的なものがないと、絵に描いた餅になってしまうので、その辺というのは提出をするものなんですか。こういうことをしていったら23.5%を目指しますということを出すわけですか。

城戸市民部長 円滑化計画というのは当然国のほうがまず、先ほど言いましたように令和3年度末までに90%ぐらいを目標にした計画持っておりまして、それに準じた計画を作るようにということで市町村のほうに県を通じて下りてきています。それは一応基本になっていきますので、それに見合った計画を作るわけですが、それをやっていくためには、今回補正に上げておりますような機器の整備もそうですし、今まではマイナンバーカードの申請については、市のほうに来ていただいて、いわゆる待ちの姿勢で、来られる方を待っていたという状況です。今後は申請支援も含めて、どんどん外に出ていって、いろんな機会を捉えて、そういった申請の機会を拡大していきましようというのがこの計画ですので、今回の機器の整備も含めて補助対象になっておりますし、例えば、申請支援のために外に出て行く職員の増員という部分も含まれていますので、そういった全体を加味した中で計画を作っております。ただ、課長が言いましたように、現在11.数%という本市の状況で、山口県内の平均も13%程度ということですので、かなり厳しい計画であるのは間違いないですけども、何もしないというわけにはいきませんので、今回はまず第1弾として、こういったタブレット端末を利用して、申請しやすいような機械ですね。それからこれを持って外に出ていくこともできますので、そういった支援の機会を拡大していこうという計画です。来年度以降、こういったものを利用して、例えばサンパークでやるとか、そういったことも考えていかないといけないと思っていますし、そういうことをしながら、増やしていきたいということです。

河崎平男委員 国庫支出金の125万4,000円というのがあります。時間外勤務手当も先ほど事務費で充当されるということですが、全体の事業費で国庫補助金のうち、時間外勤務手当をどのくらい充てているんですか。

古谷市民課長 大体98万7,000円前後です。

河崎平男委員 全体の事業費のうち、今回どれが充当されるんですか。

古谷市民課長 タブレットの補助金が1台当たり3万円となっております。金額は非常に低いんですが。それとプリンターに対しては1万5,000円。あと通信費が6,340円。これは本人限定郵便の郵便料です。それとあと統合端末のリース料。リースで対応しますので、そのリース料が12万円ぐらいです。

水津治副分科会長 タブレットはどこに配置されるというか、どこで管理されるというか、計画がありましたら。

古谷市民課長 配置というか、それぞれ市民課と市民窓口課で保有はしますが、当面、来庁された方で希望される方がいましたら、その場で撮って、申請支援をしていく。それと国も示しているんですけども、4月の異動時期は、かなり多くの方が異動で来られまして、そういう方々をとらえまして、持っていない方であれば、それを機会に申請しませんかということで、結構待ち時間もありますので、4月の異動の多い時期は。そういう時間を利用して、申請につなげればと思っております。

水津治副分科会長 本庁だけということになりますか。

古谷市民課長 総合事務所と本庁のほうでということですか。

大井淳一郎分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）市民課関係の審査は以上とします。それでは、ここで職員を入れ替え、45分まで休憩にします。

---

午後3時37分 休憩

---

---

午後3時45分 再開

---

大井淳一郎分科会長　それでは分科会を再開します。審査番号3に進んでいきますが、(1)及び(2)から入りたいと思います。歳入に係る説明をしていただきたいと思います。

梅田国保年金課長　国保年金課分について御説明します。18、19ページを御覧ください。21款諸収入、4項雑入、2目雑入のうち、3節民生費雑入のうちの療養給付費負担金精算金は後期高齢者医療保険の療養給付費負担金の平成30年度分の額が確定したことにより、2,274万4,000円の還付を受けるものです。国保年金課分は以上です。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長　子育て支援課関係分について御説明します。18、19ページをお開きください。21款4項2目雑入、3節民生費雑入のうち、公立保育所運営費市外措置分200万円の減額は、本市の公立保育所に入所する市外在住児童分の運営費歳入について、決算を見込んで補正するものです。3目過年度収入、1節過年度収入のうち、児童手当国庫負担金15万1,000円、児童手当県負担金8万2,000円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金1,023万6,000円、子どものための教育・保育給付費県負担金779万8,000円の増額は、いずれも平成30年度の各事業補助金の精算に伴う追加交付の計上です。

柏村障害福祉課長　障害福祉課関係分について説明いたします。同じく18ページ、19ページの21款諸収入、4項雑入、3目過年度収入のうち、特別障害者手当等給付費国庫負担金精算分です。これは、国庫負担金の精算に伴い不足となりました平成30年度特別障害者手当等給付費について、精算分の過年度収入7万1,000円を、今回の補正額として算出しました。説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

大井淳一郎分科会長　ただいま歳入に係る説明ということで諸収入、雑入について説明がありましたが、説明があったところで皆さんの質疑を受けたと思います。

河崎平男委員　公立保育所運営費の関係で、この200万減額ですが、実績として何人分なんですか。

野田子育て支援課保育係長　こちらは市外から市内の公立保育園に入っている方で、今年度は少し人数が少なくて、現在８名いらっしゃいます。

大井淳一郎分科会長　そのほか。よろしいですね。それでは以上で（２）まで終わりましたので、続いて、歳出に係る説明、特定財源含めて説明をお願いしたいと思います。

麻野高齢福祉課長　３４、３５ページをお開きください。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費の高齢福祉課分について御説明します。２３節償還金利子及び割引料の償還金３，０００円の増額は、平成３０年度における一般会計で負担する介護保険の低所得者保険料軽減負担金の精算に伴い、国及び県からの超過交付金を返還するための償還金です。次に、３６ページ、３７ページをお開きください。一番上の２８節繰出金の介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計への繰出金を２，８１４万４，０００円増額するものです。この内訳としましては、平成３０年度決算の確定や令和元年度のシステム改修事業補助金の内示に伴う事務費繰出金の精算として、差し引き２，４２４万１，４５２円の増額。介護給付費の補正に伴う２５０万円の減額。人件費の調整により差し引き６４０万２２４円の増額となっています。

梅田国保年金課長　続きまして国保年金課分について御説明します。３４、３５ページをお願いします。そちらの下段、３款１項１目社会福祉総務費、２８節繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金は４１７万７，０００円増額するものです。内訳は、国民健康保険負担軽減対策繰出金が１７６万１，０００円の増額、保険基盤安定繰出金が１９７万３，０００円の増額、事務費繰入金が１８７万円の増額、人事異動等に伴う職員給与費等繰出金が１４２万７，０００円の減額となっており、主な理由は額の確定によるものです。このうち保険基盤安定繰入金と国民健康保険負担軽減対策繰出金につきましては、特定財源があります。１２、１３ページをお願いします。まず、保険基盤安定繰出金の特定財源として、下段の１５款１項１目民生費国庫負担金、１節社会福祉費国庫負担金で国民健康保険基盤安定費を５万７，０００円増額しています。続きまして１４、１５ページをお願いします。下段の１６款１項１目民生費県負

担金、1節社会福祉費県負担金のうち、国民健康保険基盤安定費を142万1,000円増額しています。また、国民健康保険負担軽減対策繰出金の特定財源として、同節の国民健康保険負担軽減対策費を88万円増額しています。これらはいずれも額の確定に伴うものです。国保年金課は以上です。

柏村障害福祉課長 障害福祉課関係分について説明します。36ページ、37ページをお開きください。2目障害者福祉費の補正前の額17億9,215万1,000円に2,239万6,000円を増額して、18億1,454万7,000円にするものです。これは、23節償還金、利子及び割引料について償還金を2,239万6,000円増額するもので、平成30年度決算に伴う障害者自立支援給付費及び障害児入所給付費の国庫負担金、県費負担金等の交付超過に係る精算に伴う償還金です。なお、今回の補正予算の財源は全て一般財源となります。説明は以上です。

麻野高齢福祉課長 続きまして、同じく36、37ページの中段、3目高齢者福祉費、23節償還金利子及び割引料の償還金2万6,000円の増額は、平成30年度における介護保険事業費補助金の精算に伴い、県からの超過交付金を返還するための償還金です。

梅田国保年金課長 続きまして、国保年金課から御説明します。4目後期高齢者医療費は72万3,000円減額し、補正後の額を11億6,564万5,000円とするものです。36、37ページを御覧ください。28節繰出金で後期高齢者医療特別会計繰出金を72万3,000円減額するもので、内容は人事異動に伴う職員給与費等繰出金です。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 子育て支援課関係分ですが、歳出の御説明の前に昨日本会議で正誤表をお配りしておりましたが、歳出の関係で補助金名に一部訂正がありました。後ほど説明の中で再度御説明します。大変申し訳ありませんでした。それでは御説明します。38、39ページをお開きください。3款2項2目児童措置費、補正額1億8,163万1,000円の減額で、13節から20節までは決算を見込んで補正するものです。内訳は、13節委託料は、保育所運営費市外公立分が500万円。保育所運営費私立分が1億4,700万円の減額。19節負担金補助及び交付金は、私立幼稚園運営費負担金が2,000万円、地

域型保育事業運営費負担金が1,000万円のそれぞれ減額。20節扶助費は児童手当2,000万円、乳幼児医療助成費500万円、それぞれ減額。40、41ページをお開きください。ひとり親家庭医療助成費400万円の減額。乳幼児医療助成費市単分400万円の増額。これらはいずれも決算を見込んだ補正です。これに伴う特定財源の補正を御説明します。12、13ページをお開きください。一番下の段の15款1項1目民生費国庫負担金、14、15ページをお開きください。2節児童福祉費国庫負担金のうち、児童手当1,562万6,000円。子どものための教育保育給付費400万円をそれぞれ減額。またこのページ一番下の16款1項1目民生費県負担金、次の16、17ページをお開きください。2節児童福祉費県負担金のうち、児童手当218万2,000円の減額。子どものための教育保育給付費1,600万円の減額。次の16款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金のうち、乳幼児医療費助成費170万円の減額。ひとり親家庭医療助成費165万円の減額。これらを計上しております。歳出の40、41ページにお戻りください。上から2段目の23節償還金利子及び割引料、償還金2,536万9,000円の増額は、平成30年度の児童扶養手当、子ども子育て支援交付金等の補助事業の精算に伴う国県への返還金です。次に、3目ひとり親福祉費です。補正額114万4,000円の増額です。19節負担金、補助及び交付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進修了支援給付金300万円の減額は、決算を見込んで補正するものです。これに伴う特定財源の補正は、14、15ページをお開きください。15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金のうち、母子家庭等対策総合支援事業費225万円の減額を計上しております。40、41ページにお戻りください。同じく、3目ひとり親福祉費の23節償還金利子及び割引料、償還金414万4,000円は、平成30年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の精算に伴う返還金です。次に、4目保育所費は人件費関係を除く、子育て支援課所管分は、補正額のうち、2,070万円の増額で、これは山陽地区保育所整備に関する補正で、内訳は13節委託料、管理委託料360万円。そして、15節工事請負費1,710万円の増額です。お配りしております資料を御覧いただけますでしょうか。1枚もので、山陽保育所整備事業における債務負担行為というものです。その1ページを御覧ください。これは後ほど御説明する債務負担の資料ですが、この表の上段の二つの事業が今御説明しました事業です。山陽地区保育所整備につきましては、昨年度に実

施した地質調査の結果を踏まえて、実施設計を進め、今年8月に実施設計が完了したところです。実施設計の完了により、工事内容や事業費が確定したため、今年度中に着手予定の工事監理業務委託及び地盤補強工事について、このたび補正を行うものです。なお、工事監理業務委託は令和2年3月から令和3年12月までの予定で取り組むこととしており、地盤補強工事のほか、建築主体、機械設備工事、電気設備工事を一体的に管理するものです。地盤補強工事は、期間を令和2年3月から令和2年6月までの予定としております。これに伴う特定財源の補正です。18、19ページをお開きください。22款1項2目民生債、1節児童福祉債、保育所施設整備事業債に、先ほど御説明しました工事監理委託料と地盤補強工事の合計額の8割である1,650万円を計上しております。歳出42、43ページにお戻りください。6目児童クラブ費です。補正額167万2,000円の減額です。内訳は11節需用費26万5,000円、18節備品購入費140万7,000円の減額で、これは、埴生児童クラブについて、現在整備中の埴生複合施設に、令和2年度から移転して事業を行うに当たり、必要な消耗品や備品等の購入費用を措置しておりましたが、施設の供用開始が当初予定していました年度当初から、半年程度遅れることとなったため、備品等の購入を令和2年度になって行うこととなりました。そのため、今年度予算措置していました費用を減額するものです。なお、このたび減額する費用につきましては、新年度予算に改めて計上を予定しております。これに伴う特定財源の補正です。14、15ページをお願いします。15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金のうち、子ども子育て支援交付金、この部分に正誤表を出させていたいただいております。整備という文言を削除していただいて、子ども子育て支援交付金が正しいです。これが55万8,000円の減額。そして16、17ページをお開きください。16款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金のうち、子ども子育て支援交付金55万8,000円の減額を計上しております。42、43ページにお戻りください。8目子育て総合支援センター費です。補正額は2万円の増額で、これは、今年度に市内の団体から地域へ還元してほしいと御寄附がありましたので、これを活用させていただき、子育て総合支援センターを利用する子どもたちが、パズルなどをして遊ぶための幼児テーブルを購入しようとするものです。歳入の財源は16、17ページをお開きください。18款1項3目民生費寄附金、1節民生費寄附金に御寄附いただきました2万円を計上しております。続きまして、

12、13ページをお開きください。財源の組替えの御説明をいたします。10款2項1目、子ども子育て支援臨時交付金、補正額5,903万2,000円を減額しております。これは、9月補正で予算措置しておりました幼児教育保育の無償化に伴う新たな事業であります幼稚園や認可外保育施設等の施設利用に関して、該当する児童の利用料を無償とするための施設等利用給付費について、9月補正の時点では、国から詳細な財源構成が示されておりませんでしたので、全額を子ども子育て支援臨時交付金に計上しておりました。ところが9月末に国の交付要綱の通知がありまして、国庫負担金2分の1、県負担金4分の1として措置されるということが示されましたので、このたび組替えを行うものです。組替え先は、14、15ページをお開きください。15款1項1目2節児童福祉費国庫負担金のうち、子育てのための施設等利用給付費に3,935万5,000円。そして、15、16ページをお開きください。16款1項1目2節児童福祉費県負担金のうち、子育てのための施設等利用給付費に1,967万7,000円を増額して組み替えております。

12、13ページにお戻りください。次に、決算を見込んだ保育料の補正でございます。13款2項1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金、保育所運営費負担金500万円の減額。そして次の14款1項2目民生使用料、1節民生使用料、保育所使用料300万円の減額。これはいずれも、私立保育所及び公立保育所に入所する児童の保育料について、いずれも決算を見込んで補正するものです。歳出に係る説明は以上です。続いて債務負担行為の御説明をさせていただきます。7ページをお開きください。2段目山陽地区保育所整備事業です。期間は令和元年度から令和3年度、限度額は11億2,755万4,000円としております。先ほどの資料1ページを御覧ください。債務負担行為は山陽地区保育所整備に伴う、四つの業務に係る令和2年度以降の債務負担行為を設定するもので、限度額の内訳は、先ほど御説明しました、このたび補正計上しております工事監理業務委託料と地盤補強工事費の令和2年度以降の支払予定分。そして、令和2年度から着工予定の建設主体、機械設備工事及び電気設備工事請負費の支払予定分、これらの合計です。建築主体、機械設備工事及び電気設備工事請負費につきましては、今年度から入札準備に着手する予定であり、事務を進めていく上で、予算の裏付けが必要となるため債務負担行為を設定するものですが、今年度の支出予定はありません。なお、2ページに山陽地区保育所再編に伴うスケジュールを掲載しております。説明は以上です。

大井淳一郎分科会長 それでは歳入歳出をやって、それから最後に債務負担行為を分けてしたほうがいいと思いますので、まず歳出についていきたいと思います。歳出が3 - 1 - 1だから、ページを追っていきたいと思います。34ページ、35ページですが、この社会福祉総務費はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次行きます。36、37ページは特にはないですね。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）38、39ページ。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして40、41ページ。保育所費のところは債務負担行為のところでも聞いていただければと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、次行きましょう。それでは続きまして、42、43ページ。寄附のところ。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）歳出は以上です。歳入に行きましょう。12、13ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、14ページ、15ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）16、17ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）18、19ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）歳入は以上になります。それでは債務負担行為です。7ページですが、先ほど配られた資料、債務負担行為のスケジュール表も含めて、これに基づいて皆さんの質疑を受けたいと思います。

矢田松夫委員 新しい駅南の保育所が着々と工事が進んでおりますけれど、不安なことはないですかね。別府さんも言われたけど、水害については心配ないと。この前の8月29日は、あの近くで5センチぐらい浸水したんです。命が危なければ、2階の洗濯物干し場に逃げればいいのかという回答だったんですが、どうなんですか現状は。

別府子育て支援課課長補佐 今年の豪雨のときには私も現場を見に行きました。昨年の豪雨のときには避難所に詰めていたので見に行くことができなかつたんですが、今年は見に行きまして、一応建設予定地については浸水がないことを確認しております。おっしゃるとおり近隣の道路等については冠水が見られました。これにつきましては設計協議を行う中で、近隣住民の方とか、関係の皆様のお意見を十分に取り入れた上で、当初、平屋建てで設計していたものを二階建てにするとか、そういった方が一の事態はないという想定ではなくて、あるという前提で考えてほしいというような御意見を十分に取り入れて、設計を進めてきたというふうに

考えております。河川改修等も行われておりますので、基本的には平成22年のときの雨量であれば浸水はしないということを確認しておりますけれども、昨今それを上回るような雨も降っている状況がありますので、浸水したら逃げればよいというような考えではなくて、そういう気象情報というのは地震と違いまして、かなり前から想定することができますので、そういうハード面での対策に加えて、早目早目の避難をするとか、そういうソフト面での対応も、実際の運営面でも子どもの安全を最優先に考えた運営をしていかなければならないというふうに考えております。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 今年の大雨のときに関しても、あれはたしか朝の早い時間であったと思うんですけども、下津保育園についてなんですけど、園長と連絡を取りまして、園長のほうからすぐさま保護者に一斉メールを流しまして、閉園というお知らせをして、あの日実際に登園は一人もいないという状況で、事前の対策が取れたかなと思っております。これはどの場所に建っている保育園についても、こういったソフト面の早目早目の避難活動というのに重点を置いていく必要があるなど感じているところでございます。

河崎平男委員 債務負担行為でお聞きしますが、整備事業費で11億2,755万4,000円のうち、主な事業費というのが市債になるんですか。どういうふうな分け方をしているんですか。

別府子育て支援課課長補佐 建設事業につきましては施設整備事業債というのと社会福祉施設整備事業債、この二つを考えております。施設整備事業債につきましては事業費の50%に充当可能で、7割が交付税措置。社会福祉整備事業債につきましては事業費の8割に充当可能で、交付税措置はないというものでございます。

吉永美子委員 以前地域の方が行政からのいろんな情報というか、そういった説明という部分が、かなり欠けているという部分で、不安等を抱えておられたことはよく御存じのとおりです。その後、情報をきちんと地域の方の方にお知らせをしていくようにというお話があつて、委員会の中でしていたと思っておりますが、その後、地域住民の方への情報提供なり、きちんと膝を合わせていくということについては、取組状況はいか

がでしょうか。

川崎福祉部次長兼子育て支援課長 基本設計の完了時には、地域の関係地区の方のところに出向いて御説明をさせていただいたところです。その後、特に大きな変更がある場合には、変更といいますか、御説明すべき事柄が生じた場合には、出向いていくつもりですが、実施設計の完了については、基本設計と大きく説明内容が変わるものはないかなと思って、それ以降は行っていないところです。また、開園が近くなる段階では、何らかの御説明にお伺いする必要があるかなと思っております。

矢田松夫委員 この二つの地盤補強の工事の説明を願えますか。二つあるんですけどね。

別府子育て支援課課長補佐 今スケジュールを御覧になられているのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）地盤補強工事の長いほうは工事監理委託ですので、工事がちゃんと設計書どおりに進捗しているかどうかということでの監理の業務です。実際の地盤補強工事については、下のほうで4か月程度の工期を計画しているところです。

大井淳一郎分科会長 地質調査を経て、地盤補強が必要だということで、このようなスケジュールを立てられておるんですが、具体的にどのような感じで地盤を補強していくのでしょうか。

別府子育て支援課課長補佐 地質調査を昨年1月末までの工期で終えておりました。実際に建設予定地には古洞が認められるという結果が出てきました。くいを打つ支持地盤と古洞との関係を考えてみると、場所によっては古洞の上に支持地盤が確認できたというところもあったんですが、考え方によってはそこを支持地盤にすることもできるんですが、過去のいろんな建設工事の状況から見て、古洞より上にある支持地盤をこのたび支持地盤にすることは適当でないという判断をして、古洞の下の支持地盤までのくいを打つこととしています。その際に古洞については、そのままにしてくいを打ったんでは、水の流れが変わったりして、ほかのところでの陥没が起こってしまうという事態が起こらないように、古洞についてはグラウト注入をした上で、ちゃんと補強して、その中にくいを通して地盤補強をするという工事内容です。具体的には、実際に建

物の柱になる部分が、設計図上で26本柱がありまして、基本的には下の部分にくい基礎を打つと。その部分についてグラウト工事を行うということで、実際にグラウトの箇所は、25か所に対してグラウト注入を行う予定にしております。

矢田松夫委員 今の説明でいくと、追加補正をすると。また新たなグラウト工事を始めるという理解でいいんですかね。工事費請負でいくと、令和2年度に債務負担行為でありますので、そういうことが発生するということがいいんですか。

別府子育て支援課課長補佐 グラウト工事、ここで地盤補強工事と書いておりますが、これにつきましてはこのたびの12月補正で予算をつけていただきましたら、すぐに入札に入りまして、3月の着工を予定しております。工期は4か月程度を見込んでおりますので、6月に地盤補強工事が完成する予定にしております。

河崎平男委員 工事するとき文化財の遺構等が出たら、どうするんですか。ここは条里遺構跡地ですよ。

別府子育て支援課課長補佐 これにつきましては、地面を掘ったりする必要がありますので、それについての申請は社会教育課を通じて県にしているところです。実際に文化財が出てきたときにどうするかというのは、そのときに考えていかないとはいけないとは考えておりますが、必要な申請については、もう既にしているという状況です。

吉永美子委員 とにかく地域の方々によく御理解をしていただきながら進めていきたいという思いは当然持っているわけですが、先ほど基本設計うんぬんと言われましたけども、この再編のスケジュールについては、やはり工法を変えたりとかというところがあって、ちょっと変わっていていますけども、その辺のスケジュールとかというのもきちんとお示しをして、理解を得ている状況ですか。スケジュールはお出ししていますか。

別府子育て支援課課長補佐 再編基本計画を平成29年の1月に公表しておりますが、その中でこういう細かいスケジュールまではお示しをしていないと思います。

吉永美子委員 ということは例えば、今度、見えるようになるのは、どの辺から見えるようになるんですかね。地盤補強というのは見えないんでしょうか。3月から始まるとなっておりますが。こういった始まっているというところが分かるというのは、3月ぐらいにはまだ分からないんですか。

別府子育て支援課課長補佐 3月の地盤補強工事をする際にも、地面を一番深いところでは20メートル程度掘って、グラウト注入をするという大きい工事でありますので、それなりの重機等が入っていくと思いますので、見た目的にも、何か工事に入りだしたなというのは分かると思います。

吉永美子委員 だからこそ、やはり、こういうふうに進めていっているところが、先ほど大きな動きがあればお知らせすると言われましたけども、見えるところで変わっていっているところ、今回こういうふうが始まるというところは、お知らせをしていくことは大事ではないかと思うんですが、いかがですか。

別府子育て支援課課長補佐 実際に今後3月から地盤補強工事、それから来年の7月以降は建築工事に入っていくという状況を受けまして、一番関係が深いといいますか、あそこは隣にアパートが何棟か建っておりますので、居住者の方とか、アパート所有者の方に対しては、事前に情報を流し、実際家屋調査等も行っているところです。ほかの方につきましては地質調査をする際には、班回覧等を用いまして、こういう調査させていただきますというような情報もお渡しさせていただいたというふうに記憶はしております。御指摘の点につきましては、ホームページ等 dengan いう状況で工事が進んでおりますというようなアナウンスについては、検討していきたいと思っております。

大井淳一郎分科会長 債務負担行為はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
以上をもって分科会を閉じます。皆さんお疲れ様でした。

---

午後4時30分 散会

---

令和元年12月5日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 大井 淳一郎